

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会
廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ 第5回会合

日時 平成27年1月14日（水）9：33～10：37

場所 経済産業省本館17階国際会議室

参加者 山内座長、秋池委員、辰巳委員、辻山委員、永田委員、松村委員、圓尾委員、多田部長、
村瀬課長、曳野企画官、神崎企画官、山崎課長、畠山課長、斉藤補佐

○曳野政策課企画官

それでは、只今から総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門委員会
第5回廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループを開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日はご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、全委員にご出席をいただいております。

議事に入ります前に、本日お配りした資料の確認をさせていただきます。

お手元に配付資料一覧、それから資料1として議事次第、資料2として取りまとめ案、これらをご用意しております。資料に抜けがある場合にはお知らせいただければと思います。参考資料につきましてはペーパーレス化しておりますので、ご認識おきください。

それでは、ここからの議事進行は山内座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○山内座長

それでは議事を始めますが、プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能でございますので、引き続き傍聴される方はご着席をお願いしたいと思います。

それでは、本日の議事に移らせていただきます。

本日は、まず事務局から資料2にあります「原発依存度低減に向けて廃炉を円滑に進めるための会計関連制度について（案）」、これをご説明いただきまして、その後これについてご議論いただきたいと思います。

それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

○曳野政策課企画官

それでは、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料2「原発依存度低減に向けて廃炉を円滑に進めるための会計関連制度（案）」、取りまとめ案をご覧くださいと思います。

まず目次の後、2ページをご覧くださいと思います。

「1. はじめに」として「原発依存度低減に向けた廃炉に関する課題」について、本ワーキンググループでの過去の議論、それからその後の環境変化等を整理しております。

本ワーキンググループでは、運転終了後も一定期間安全管理が必要という廃炉の実態を踏まえて、料金・会計制度について検証を行い、一昨年の9月に結果を取りまとめたところでございます。

その後の状況といたしまして、昨年の4月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、原子力依存度を可能な限り低減させていくという方針が示されると同時に、電力システム改革によって競争が進展した環境下でも事業者が円滑な廃炉等の課題に対応できるよう、事業環境の在り方について検討を行うべしということとされたところであります。

これらを踏まえて、原子力小委員会において、昨年の10月27日に財務会計上の理由から廃炉の判断が影響を受けるということを回避し、事業者による廃炉判断が適切かつ円滑に行われるよう、必要な制度措置について専門家の検討を進めるべきという方向性が示されております。このために、本ワーキンググループでの検討が行われたという経緯を記載しております。

参考1のところは、原子力小委員会での議論の経緯を3ページの上の半分のところまでまとめたものでございます。

3ページ後半の下半分の「2.」のところでございます。「円滑な廃炉に向けた原子力事業を取り巻く状況」ということで、こちらについては廃炉に向けての課題等を整理しております。

この実態でございますけれども、いわゆる40年運転制限の導入によりまして、今年の7月時点で運転開始後40年以上が経過していく炉、ここに書いてある括弧の中の7基でございますが、こちらについては、運転期間延長を行う場合には、本年4月から7月の間に申請を行う必要がございます。仮に申請を行う場合には、特別点検を実施するということが法令で定められております。

こうした状況の中で、仮に計画外の廃炉となった場合には、1基あたり——7基の平均でございますが、210億円程度の費用が一括して発生するという状況でございます。

4ページ目でございます。「3. 廃炉に係る現行の料金・会計制度の現状と検討すべき課題」ということで、主に2点を整理しております。

1点目は、「円滑な廃炉を進めるうえでの料金・会計制度上の課題」ということで、現行制度では、まず料金面では廃炉判断を行った場合に、設備の除却費等の費用を回収するためには料金改定、具体的には値上げになりますけれども、こちらを行うことが必要になります。仮にこれを除却費等で回収することになれば、回収する費用の総額、約200億円ですが、この総額は変わりませんけれども、これを3年の料金原価で回収するということになりますので、短期的にはむしろ需要

家の負担が増加してしまうという課題がございます。

2点目として、5ページの一番上のところですが、会計面では廃炉判断を行った場合には、費用の一括計上によって財務状況が悪化するという課題がございます。

こうした廃炉判断を行わないことに一定のインセンティブが働くということですので、現行制度上は、財務・会計上の理由から事業者が廃炉判断の先送り、あるいは運転を継続する判断を行うなど、事業者の合理的判断が歪められて、廃炉が円滑に進展しない可能性があるという状況でございます。また、廃炉判断を行った場合には、事業の継続が困難となり、他の炉も含めた廃炉全体の着実な遂行、あるいは電力の安定供給に支障を来す可能性も考えられるところであります。

現状、震災後の原発の稼働停止といった中で、電力会社の財務は極めて厳しい状態にございますが、さらに、今後、自由化が進展する中では、むしろ費用回収の確実性は現状よりも低下すると考えられますので、その場合には、事業者の財務上のセンシティブティは高まると考えられ、廃炉判断を行うに当たって財務的な影響をより考慮して廃炉判断を行わないインセンティブが生ずることが懸念されるという状況にございます。

これが1点目でございまして、2点目は、一昨年に検討を行った料金・会計制度につきまして、具体的には廃止措置資産の減価償却、それから解体引当金の引当てについて見直しを行ったところですが、これらについては、廃炉の実態は自由化の前後に関わらず変わりはありませんが、料金規制が撤廃された後の扱いについては決まっていないということで、今般合わせて検討する必要があるということで列挙しております。

5ページの下のところ、「4.」ですが、こちらが料金・会計制度上の対応策、それから詳細な制度設計についてまとめております。

むしろ、基本的な考え方といたしまして、廃炉を円滑に行っていく中において、会計ルールがネックとなる事態は避けなければならない、むしろ、廃炉を円滑に進めるために会計はどのようにあるべきかという視点で考えることが重要と、これはワーキングの議論の中で議論のあったものをここに記載しております。

このために、料金・会計制度上の課題を解決して、適切かつ円滑な廃炉判断が、電力システム改革が進展する中でも行われるよう政策措置を講ずる必要があるということで、6ページ目の i と ii のところが具体的な中身のポイントでございます。

1つ目は、資産の残存簿価、これは核燃料を含むものですが、それから核燃料についての解体費用など、廃炉に伴って発生する費用を一括して計上するのではなくて、資産計上した上で一定期間をかけて償却・費用化することを認める会計制度というのが1つ目。

2つ目がこうした会計制度のために必要な料金面での手当てということでございます。

この料金面でございますが、これらの費用は、先ほど申し上げたとおり、現行の制度下でも除却費などとして規制料金の原価に算入するということは可能ですが、その場合には短期的にむしろ料金水準が上昇するということです、一定期間をかけて、長期で償却・費用化するという会計制度に合わせて料金の回収を行うことで、むしろ全体として需要家の負担というのは平準化するというふうに考えられるところであります。

具体的には、その詳細設計につきましては、まず会計制度でございますが、①として「対象」であります、これは政策変更や安全規制ルールの変更などを背景として廃炉することになった場合に生じる費用ということで、現行制度下でも料金に見込んで回収し得るものということを対象として定義しております。したがって、これは全体として需要家負担を増加させるものではないということと考えます。

「ただし」のところは、遡及的な適用はないということでもあります。

具体的な対象ということで3つお示ししておりますが、発電資産、それから照射済、すなわち使用中の核燃料、それから未照射、すなわち未使用の核燃料と、これらの残存簿価・処理費、解体費を対象というふうに定義しております。

このうち、特に例えば未照射の核燃料については転用ができるのではないかなという議論がございましたことも踏まえて、「対象の承認」ということにつきましては、7ページの上のところですけれども、適用対象・見積額について確認を行うということで、解体引当金制度において既に存在する承認スキームを参考として、経済産業大臣が確認をし承認を行うという制度を想定しております。

「対象の具体的イメージ」は参考に書いてございますが、今回の議論は、ここのピンクの部分です。発電のみに使用する設備及び核燃料ということで、その下に——これも参考ですけれども、見積額の内訳を示しております。

8ページ、③の「会計処理」というところでございます。

平成28年を目途に全面自由化がされるということが確定されておりますけれども、その後も発電事業者に対しては、電気事業法第34条に基づく会計ルールが適用されるということになりますので、この会計ルールの中での資産計上を可能とするという制度をここでは記載しております。

具体的には、新勘定として「原子力廃止関連仮勘定」というものを固定資産仮勘定の中に小項目として設置し、新勘定に設備の簿価等に移し替えた上で、廃炉作業の完遂に万全を期すといった観点、それから先ほど申し上げた料金への影響を平準化するといった観点から、一昨年の安全貯蔵期間についての議論も踏まえて、10年間で定額で償却していくということをここでは記載しております。

なお書きのところで、若干技術的な話になりますが、今回の措置の趣旨に鑑みると、事業者の廃炉の意思決定の段階で、場合によっては会計の保守主義に基づいて一括費用計上がなされてしまう可能性も想定される場所ですので、その点に留意すると。具体的には、今回の申請がなされた段階で、一定の資産計上を認めて、承認の段階でもし査定があれば、そのものについて調整を行うというような制度設計・運用ということが考えられるのではないかと考えています。

9ページ目は、上半分は「具体的な会計処理のイメージ」を参考として前回のものをつけております。

9ページの下の方、「料金との関係について」でございます。

まず、基本的な前提としての考え方でございますが、新勘定について資産として計上するためには、併せて費用の回収が見通せるということが、これは会計の観点からは必要であるということとありますので、この点、費用については、毎期の償却分の費用について現行の料金制度下でも原価算入が認められる除却費等と同じように、規制料金の原価に算入することを認めると。ただし、これらの新勘定に計上する資産は、事業の用に供するものではない点を踏まえて、レートベースには含まないと、事業報酬の対象となるベースには含まれないということをここで明記しております。

加えて、28年の全面自由化が予定されたことも踏まえた制度設計とする必要がありますので、10ページの②と③のところで、「当面の扱い」と「将来の扱い」について整理しております。

まず、②の「当面の扱い」というところでございますが、競争が進展するまでの一定期間、すなわち経過措置期間につきましては、現一般電気事業者の小売部門には引き続き総括原価の料金規制残りますので、これを踏まえて、当面の扱いとしては、引き続き小売の規制料金の原価算入で対応するというところでございます。

その上で、償却について料金原価の相当額を償却していくということで、ここでは記載しております。

「将来の扱い」ということでありますが、今回の見直しを行う会計制度について、継続的に適用を可能とするためには、確実性が担保される必要があるという中で、今後、自由化に伴って競争が進展する中でも、費用回収が着実に行われる制度としなければ、将来的に費用回収が滞る可能性が生じ、現段階で費用回収の着実性がないということになり、そもそも今回見直しを行う会計制度自身が成立せず、一括費用計上問題が解決できないということになりかねないという状況でございます。

こうしたことを踏まえて、競争が進展する中においても料金規制が残る部分、具体的には送配

電の料金の仕組みを利用して、費用回収が可能な制度ということで、ここで整理してございます。

どのような形で費用回収を行うかということと費用負担の在り方については、ここでは分けて議論を整理しておりまして、「ただし」のところで、具体的な制度設計としては費用負担の在り方、具体的には需要家間の公平性、あるいは受益と負担の関係、原子力事業から享受してきたメリットとの関係、こういったもろもろを勘案する、あるいは着実な費用回収の観点からどうなるか。それから、原子力の電気の利用の在り方、具体的には市場への抛出等々でございますが、こうしたことを考慮して自由化、それから経過措置の料金制度がどうなるかということも踏まえながら適切なタイミングで今後検討がなされるべきということでもあります。ここはむしろ、どれか特定のオプションを今の段階で明示しているわけではないという趣旨で、ここでは事務局として記載しております。

「なお」のところですが、本ワーキンググループでの議論ということで、負担の在り方については、広く薄く全需要家が負担することが適切とする意見、それから制度を適用した事業者から電力の供給を受けない需要家に対して負担を求めるべきではないという意見、それぞれあったかと思しますので、ここで明記をしております。

それから、仮に需要家に広く薄く負担を求めることによって、制度を適用した事業者から電力の供給を受けていない需要家に対しても負担を求めることとなる場合には、原子力の電気の市場抛出等を行うべきとの意見があったということも明記しております。

一番最後のページ、11ページでございますが、一昨年に検討を行った廃炉に係る料金・会計制度上の扱いということでございます。

こちらにつきましては、これらの措置は円滑かつ安全な廃炉の実施を目的としたものであることを踏まえ、将来的にも制度を維持することが適当であると。

他方で、将来において制度を維持するためには、まさに同じように費用回収が着実に行われていく仕組みとすることが必要ですので、これは具体的な制度設計については、先ほど申し上げた全体の費用負担の在り方等も含めて考慮しながら適切なタイミングで検討がなされる、これは同時ということになりますけれども、ということをご整理しております。

一番最後でございますが、「着実な廃炉に向けた中長期的な検討課題」ということで、今後実際に廃炉を着実に実施していくため、検討・留意が必要との指摘がこのワーキンググループであったということを明記しております。

今後、事業者における取組の進捗、競争の進展状況、関連する安全規制の運用などを見据えながら、中長期的に所要の検討がなされることが適切ということで、3点でございますが、1点目は、自由化が進展して、事業者が財務的な観点から自力で廃炉作業を進めることが困難になった場合

にも、廃炉を実施することができるようにするために、会計のみならず、資金回収の担保も必要であること。

2点目として、今回はコスト回収について議論を行うということでありますけれども、廃炉の技術的なことについても同時に考えなければいけないと。それから、コスト回収の議論に結論が出たとしても、現実には廃炉が進まないのでは意味がないので、こちらについてもしっかり対応すべきだという趣旨。

それから3つ目として、事業者が責任を持って速やかに廃炉を完遂できるよう国としても必要な制度の整備を行うとともに、事業者サイドでも廃炉の完遂に向けて最大限努力すべきであると、この3点を明記しております。

以上、取りまとめ案のご説明でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは、討議に入りたいと思いますけれども、今日は取りまとめに向けた議論ということでございますので、委員の方お一人ずつご発言をいただきたいというふうに思います。

場合によっては各委員のご発言に関連するご発言ということがあるかもしれません。そういう場合はネームプレートを立てていただいて、委員の発言が終わった後にこちらからご指名させていただきたいというふうに思います。

それでは、大変恐縮ですけれども、あいうえお順で秋池委員からお願いしたいと思います。

○秋池委員

事務局の皆様、お取りまとめありがとうございました。

ここでなされた議論がうまく整理されて入っているというふうに考えております。書かれていることに、おおむね賛成でございます。

今後についてなんですけれども、これから自由化が行われて市場がどのように進展していくかというのは、今はまだ不透明なところもございます。もちろん、積極的に自由化のメリットが国民にもたらされるような動きになるということが求められているわけですが、その進展に応じて議論を深めるという論点が幾つか残っておりますので、それはその状況を資源エネルギー庁さんの方で、ぜひよく見ていただいて、それは利用者にとっても適切なタイミング、それから事業者が適切に廃炉を進めていくことを阻害しないようなタイミングで適切なルールをつくるということが続けていただければというふうに思います。

それから、原子力を電力の市場へ抛出するというご意見もあったという記載もございますが、こういったところも含めて、費用を回収する場合、誰が受益しているのかというところ、過去の

受益も含めて支払っていくということになろうかと思しますので、そういったところも含めて丁寧に見ていかれるということを期待したいと思っております。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは、辰巳委員をお願いします。

○辰巳委員

ありがとうございます。

この取りまとめが誰に向けて書かれているのかという視点からなんですけれども、国民の方に広く読んでいただきたいというふうに思っ読みますと、なかなか難解なところが何カ所かあるんです。それで、そのあたりがちゃんと理解できるようにならないと、何か勝手にまとめちゃったというふうになってしまうと困るなというふうに思っておりまして、そういう意味で、細かい文言で気になるところがちょっとあるもので、そこをまた再修正なり何なりしていただけるといいなというふうに思っております。

それで、まず2ページ目から申し上げたいと思うんですけれども、まず一番最初の1行目が気になって、「運転終了後も一定の期間にわたって」と書かれているんです。この「一定の期間」という単語がまず非常に気にかかるんです。つまり、後ろの方で「一定期間」「一定期間」と何度か出てくるんですけれども、その場合は、一応目途としてという意味の10年間というふうな具体的な言葉と一緒にイコールになっている「一定期間」であって、ここで使っている「一定の期間」というのはそうじゃないんだろうなというふうに私は理解しますもので、「長期にわたって」とか、何か違う形の表現の方がいいような気がしました。違っていれば、それは違っているというご指摘をまたいただければいいと思います。

それから3ページ目、一番下の矢印のところなんですけれども、「仮に計画外の廃炉となった場合」のこの「計画外」という単語の理解が難しく、本来ここで言われている「計画外」というのは、上の方かどこかにあったと思うんですけれども、法律が変わったりとか、自由化の話があったりとか、そういうお話なのかなというふうに私は今の委員会に参加していると理解しますが、通常これを読むと事故のことを想定してしまうというふうに思うので、たしか、これは事故は対象ではないですね。だから、そこら辺が分かりにくいので、そういうふうにきちんと具体的に書いていただきたいなというふうに思っております。

それから、4ページ目の料金面のところで、「※」の中の文章なんですけれども、小さな字で書かれている2行目からなんですけれども、「一方、廃炉により、想定していた減価償却費を超えて多額

の費用が」というふうな形の書き方をして、こちら辺がよく分からないなというふうに思っておりまして、一応予測して計算して数値が出されて、それを減価償却していくという形になるのかなというふうに思っていたんですけども、「想定していた減価償却費を超えて」というところが理解しにくかったという意味ですけれども、もうちょっとご説明いただければなというふうに思っています。

それから、5ページ目はいいです。

それから、6ページの①の一番最初の1行目のところですけども、「制度措置の対象としては、政策変更や安全規制ルールの変更等を背景として」と書いてあるので、これは先ほど言っていた計画外のお話なのかと思うんですけども、これだけでも分かりにくいので、もうちょっと具体的に……ただ、それがどこか下の方に書かれているので文章を入れかえたほうがいいのかと思ったんですけども、例えば「エネルギー基本計画の低減していくという方針のように」とか、「自由化のように、そういう変更等を背景として廃炉とすることになった場合に」というふうに書いていただけたら分かりやすいかなというふうに思っております。

そしたら、また下の方の文章と重なるので、そこはもうちょっと省略してもいいのかな。先に出てくる単語に説明をつけていただきたいなというふうに思いました。

10ページまで飛びまして、10ページの託送のところがすごく気にかかります。将来の扱いについて。秋池先生もおっしゃったんですけども、将来をどうするかというのは今後検討していくということではあるんですけども、ここで、もう明確に託送から徴収するというふうになっていますよね。だから、それがここで明確に言ってしまうといいのかな。今後に検討するという話に……これはすみません。だから、本筋を変える話になるので、私は理解できるようにもう一度ご説明いただきたいという気はするんですけども、ここで言い切っているのかどうかという話で。今回は電力料金の中でやっていくというお話であったというふうに思っていたもので、いきなりここで……。まあ、下にいろいろな意見があるというふうには書いてくださってはいるんですけども、ここで言い切ってしまうということは、私にとっては、すごく将来に禍根を残すような気がちょっとしましたもので、書き切ってしまうて——「など」とかというふうな格好で少しぼかすとか、何かあったほうがいいのかなというふうに思って気になっております。

それから、11ページの下から3つ目の矢印の最後のところですけども、「会計だけでなく、資金回収の担保も必要」という単語があるんですけども、これの意味がちょっとよく分からない。例えば、具体的にどんな制度とかというのがもし想定……例えばお金をためておくとか、そんなお話が何か想定できるのであれば、そんなことをもうちょっと説明していただきたいなというふうに思いました。

最後、3つ目に事業者のやるべきことということを書いちゃって、これは大変評価したいなというふうに思っているんですけども、もとより言っているように、この制度をこういうふうに変えていくに当たっては、事業者の方たちもぜひ積極的に40年廃炉をやってくださいというふうに言いたかったのできちんと書いてくださっているとは思ったんですけども、最後もうちょっと詳しく、「事業者においても廃炉の完遂」というふうに書いてしまうと、これはスタートしてからの後片づけをちゃんとしなさいという話であって、スタートをちゃんと判断してほしいという意味の形になりにくいというふうに思うので、「事業者においても40年廃炉に向けて」とか、それぐらい具体的に書いてほしいなというふうに私としては思っております。ここでも議論いただければいいかと思うんですけども、ぜひ。これは意見です。

以上です。よろしくお願いします。

○曳野政策課企画官

ありがとうございます。

まず2ページ目の「一定の期間」というのは、もともと前回の一昨年の取りまとめがそうだったもので、単に引用しておりますけれども、今回のワーキンググループにおいて「一定の期間」というのが別な意味というか、むしろ10年という前提で書いておりますので、それを踏まえて適切な表現振りがなければいけないかを考えてみたいと思います。

3ページ目の「計画外」というのは、まさに規制の変更なども背景としてという趣旨で書いてあります。ここも分かりにくいというご指摘もいただきましたので、明確化を考えてみたいと思います。

それから、6ページ目についても、明確化をというご意見かと思しますので、こちらも他のところでの表現振りをきちんとこちらに入れてくるという趣旨だというふうに理解しましたので、適切な表現を補うということかと受けとっております。

それから、10ページ目のところは、これは前回までの議論を踏まえて、ということだと思いますが、事務局の理解といたしましては、託送での回収というのは、まさに10ページ目の③「将来の扱い」の1段落目に書いてあるところから必要条件であるというふうに考えております。費用回収が着実に行われる制度としなければ、将来的に費用回収が滞る可能性が生じるため、そもそも新たな会計制度として費用回収の合理性がないということになってしまうと、そもそも制度として成立しないのではないかというふうに認識しております。これは間違っていれば、むしろこの場で他の委員含めて、ぜひご指摘いただきたいのですけれども、費用の一括計上の問題をアドレスするためには、費用回収の確実性を確保する料金制度が必要だという認識でございます。

競争が進展する中でも総括原価方式の料金規制が残る部分ということになると、託送料金、輸

送配電部門の料金しかないということになりますので、費用回収を可能とするためにこの制度を使うことが必要であるというのが認識であるということでもあります。

○辰巳委員

よく分かっている。だけど、いいですか。すみません。

すみません、今ごろこんな議論を蒸し返しちゃいけないと思うんですけども、そうすると、その下で話し合っている、その時点での——まあ、10年でも20年でも先の時点での原子力を選択したくないという人たちも負担するという形になってしまうというふうに考えていいんですか。そうじゃなくて、小売の事業者が原子力の電気を買うときだけが送電料として負担されるというふうに考えてよろしいんですか。

○曳野政策課企画官

端的に言うと、決まっていないという理解です。

○辰巳委員

そうなんですよね。だから、そこら辺がここでこういうふうに限定してしまうというのがいいのかなと私としては思ってしまった。

○松村委員

今の点だけ。

○山内座長

松村委員。

○松村委員

この後のところで「広く薄く負担する」という意見とそうでないという意見があったと書き切っているということは、託送料金の定義は、全ての需要家に一律に課するというのが唯一の選択肢ではないということは当然の前提になっていないと論理的におかしい。辰巳さんは託送料金と言われたら、現行の制度からすれば確かに広く薄く以外には考えられないから、そのように受け止めたのだと思います。しかし、これ以外のやり方を一切考えないと言っているわけではなく、もう少し広くいろんなやり方を含んでいるのは、この文章では当然の前提になっている。でないと、この後の議論はインコンシステントになります。更に事務局の説明もずっとそういう説明だったと思います。したがって、ここの託送料金の定義が全ての消費者に一律に負担させるというのも含んではいるけれども、それが唯一の解ではないということはもはや明らかなのではないかと思います。今の辰巳委員の発言で、その点を念押ししたということでもいいのではないのでしょうか。

○辰巳委員

分かりました。理解しました。

○山内座長

秋池さん、いい。

○秋池委員

はい、いいです。

○山内座長

今おっしゃったとおりだと思うんですけども、それでも辰巳さん、多分そういうふうにとられやしないかということをご懸念されるということですね。だから、それをもうちょっと分かりやすく表現するということね。

○辰巳委員

そうですね。

○山内座長

よろしいでしょうか。

それでは、辻山さんお願いします。

○辻山委員

ありがとうございます。

これまでの議論が一応整理されていて、追加的に会計の面から発言したいというところはないんですけども、今回のタイトルは「廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ」ということになっていまして、会計という側面が前面に出ているんですけども、この間の議論の中で私が感じましたことは、会計といってもいろいろありまして、広く自由化された資本市場の中での株式会社の会計制度と特殊な電気事業会計規制というのは、ちょっと違う側面があるわけです。特に後者の方は料金規制と密接にかかわっておりますので、今回の議論は廃炉を円滑に行うためにもし会計制度がそれを行わないインセンティブにつながるとしたら、それをどのように改善すべきかという視点でまとめられたという理解をしております。

そういう意味では、ここで書かれている内容というのは、どちらかというところと電気事業会計規制の問題ですが、それが将来自由化というものを見据えた場合に、株式会社として極めて異質などいいますか、他の株式会社と整合性の全くとれない制度ではいけないというところのバランスを考慮したという意味では結論としてはよくできているという印象を持っております。

他の問題については、私は専門外でもありますので、以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは、永田委員お願いします。

○永田委員

今回の事務局の取りまとめ、大変ありがとうございました。

一般的な内容につきましては、私が意見を挟む部分は特にございませんけれども、実務的なポイントと、今辻山先生からおっしゃられたポイントでコメントさせていただければと思います。

1点目は、前回の平成25年の廃炉ワーキンググループの場合は、廃炉も事業の一環ということと、その廃炉コストを料金で回収するという2つの前提があったので、当会計処理を検討できたと理解しています。今回の場合は、廃炉も事業の一環であるという前提がないわけです。廃炉コストの料金での回収と会計が廃炉を妨げないという大義の下に会計と整合性がとれるような手当てをする必要があります。

そこで、1つ実務的な懸念を申しますと、8ページの「会計処理」の表の「新勘定のイメージ」の上のところに、「なお、廃炉の意思決定から承認に至るまでの過程で資産が減損してしまうことを避ける必要がある」と記載されています。ここで、事業者による廃炉の意思決定から経済産業大臣の承認プロセスが期をまたいだときの会計処理が問題となります。実務的には事業者が一旦資産として認識したものの、減価償却するタイミングが期をまたぐ場合の期末で資産計上された仮勘定の性質をどう考えるかです。仮勘定というのは、例えば建設仮勘定であるとか、一旦仮勘定に置いてその後に本勘定に振り返るための一時勘定か、除却する前の仮勘定という、科目のイメージもありますので、期末で資産に計上されたときに、きちんと資産能力があるということについて、実務的な手当ても「なお」の書きぶりでカバーしていただいたと思っていますが、なお一層の実務的な詳細検討が必要かと思っています。

それからもう一つは、辻山先生からおっしゃられたように、電気事業会計という別記事業であるということと、その電気事業会計の中で今回は会計的手当てをしているわけです。一般事業における一般会計等の整合性という意味で言うと、今回のケースでは、アメリカの会計基準の料金規制下における会計の考え方が参考になります。特に料金規制下の事業において特別に損失が発生した場合、将来料金で回収することを前提として資産として認識できる、そういった考え方も制度としてはあると聞いています。

もちろん、現状では一般会計の中でそういう制度がない中で今回の対応をしないといけないということで、ある意味では別記事業会計の中で——1つは料金回収の担保ということと、2つ目の会計が廃炉の妨げにならないという前提で、今回この会計の考え方を事務局の皆様にとめていただきました。この内容自体については異存がないというところでございます。

最後辰巳委員からご発言がございました託送については、実務的対応も含めて松村先生のコメントに私も同意する一方で、会計的な立場から言うと、費用回収の確実性、安定性を確保するこ

とが減価償却をする前提であると思われます。資産として能力があるから減価償却できるわけですので、したがって、費用回収が確実性を担保するために広く薄くが望ましいわけですが、松村先生のおっしゃった託送の中でも、どの範囲での回収が、その確実性を担保するかというのは今後の議論でございますけれども、会計的な立場で言うと、そういう料金の回収が確実であるということが会計処理の基盤をより強固にするための前提であるということが背景としてあることは付言させていただきたいと思います。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

では、松村委員をお願いします。

○松村委員

2点。1点目は、具体的な書き換えではないのだけれども確認で、1点は具体的な書き換への提案です。

まず4ページですが、既に発言していますが、需要家の負担の総額は変わらないけれどもタイミングが変わるだけだという議論に関しては、料金の値上げ申請をするということがあればそうであるということであって、値上げ申請しないということであれば負担は増えるということは、まず認識する必要があると思います。

それから、より重要な点は回収の仕方。経過措置料金の原価に加えるということであれば、確かに値上げ申請を前提とすれば、消費者の負担の総額は変わらない。タイミングが変わるだけだとは言えるかもしれない。しかし、もし託送料金に乗せて、なおかつ、その託送料金の乗せ方が広く薄く全ての需要家に負担させるということになったとすると、それは原子力事業者から電気を買う人の負担の総額が変わらないという話ではなく、原子力事業者から電気を買わない人に負担を転嫁するという形になるので、総額は変わらないという議論は極めてミスリーディングだと思います。ミスリーディングだと思いますが、まずそのようなやり方をするということは、そもそもまだ決まっていないし、それから更に言うと、その点については後ろにちゃんと明記してある。したがって、そういうことを無視して間違ったことが書いてあるということではないことは十分分かります。したがって、具体的に文言を変えてくれとは言いません。しかし、もし広く薄く託送料に乗せて全需要家に負担させるということになったとすれば、原子力事業者から電気を買う需要家の負担の総額は変わらないという原則はもはや成り立たないということは、きちんと認識する必要があると思います。

それから2点目。これは具体的な文章の変更の提案です。

10ページを見てください。最後から2番目の段落で、「負担の在り方については、広く薄く需要家が負担することが適切とする意見」、それは会計の観点からも、いろいろな観点から見てもそういう意見があったというのは事実で、それに対して懸念を表明したという意見があったのも事実で、したがって、いろいろな意見があったという意味でこういう意見があったという表現は正しいと思います。しかしその後も同じように、「原子力の電気の市場への抛等を行うべきとの意見があった」というのに関しては、同じ書き方をされると対立する意見があって、こういう変なことを言う人もいたというふうにもとられかねない。果たして、広く薄く負担させるというような強烈なことをやっておきながら公益電源と位置づける必要は全くなく、電力市場への抛等を全く行う必要がないということを主張した人がいたのか。私は少なくとも今までこの委員会で聞いていない。これに関しては、私は具体的にこうすべきだというようなことを言った。それに関しては、きっと反対する人がいる。あるいは少なくともこの委員会で決めるのはおかしいという意見の人はいるということは認識しているので、そこまで書き込んだとすれば、それは「そういう意見があった」かもしれない。しかし、これは「抛等を行うべき」ぐらいのレベル、したがってレベル感に関しては大きな幅というか、裁量というか、この後の議論に委ねることになるわけです。そういうことを一切やるべきでないということを強く主張した人はいなかったと思うので、私は「行うべき」で切っているのではないかと思います。

ただ、これに関しては、そういう意見が出てこなかったので発言しなかっただけであって、仮に広く薄く負担させたとしてもそういうことを行うべきではないと強く思っている人がいるとすれば、その立場をこの場ではっきり言っていただいて、そういう意見の人がいたから、こういう緩やかな表現になってしまった。そこまで強烈なことをやったとしても、そういうことをやるべきではないという強烈な意見を持っている人がいて、その人のせいで後退したということを公開の場で明らかにした上でこのままにするのであれば理解できます。もしそうでなければ、私は「べき」で切るべきだと思います。

その意味で、この発言、順番に発言するという秩序を乱して申しわけないのですが、そのような修文には反対だ、そういうことは一切すべきでないと思っているという人がいれば、既に発言した方もぜひご発言をお願いします。

以上です。

○山内座長

どうですか。今のご下問について、どなたかご意見ございますか。

○辰巳委員

今ですか。

○山内座長

今答えてほしいという、そういうご要望ですが。

○辰巳委員

後で考えてからにします。後で。

○山内座長

後で。

今のご意見は、我々としてもそれなりに受けとって、少し検討させていただきたいと思います。

私自身はおっしゃることすごくよく分かるんですけども、いろいろなケースが考えられるので、私自身はケースをもう少し潰してみたいと思うんですけども、松村さんがおっしゃったのは、例えば原子力の廃炉の負担を託送料金に乗っけて、それで広く薄くなのか、特定のということなのか。

○松村委員

文章は、「仮に需要家に広く薄く負担を求めること」だから、もちろん、これがないときにもやれと言っているわけではありません。仮にこうなつたとすれば、「べき」であるだけです。

○山内座長

ということね。分かりました。

皆さん、いかがでしょうか。

もう少しケースを考えたいので、ちょっと事務局と相談します。

それでは、圓尾委員お願いします。

○圓尾委員

私からは2点です。既にワーキングの中で申し上げたことですが、1つは、託送料金をどう使うかという点。先ほど辰巳委員がおっしゃったことも含めて、「適切なタイミングで今後検討するべき」という表現になっていますが、これは自由化が始まるまでにやるのが筋だと思いますので、別に書きかえを求めるわけではないですが、2016年4月までに議論をきちんと深めておくべきだろうというのが1点目です。

それから、次も辰巳委員がご指摘になったところです。11ページの5の三つあるポツの最初のところ、「資金回収の担保が必要」という部分です。今回は廃炉決定後の必要な資金回収について、その会計制度についての議論をしましたが、当然、それまでに積んである、確保してあるべき資金がこういう状況になってもなくならないように、ということも必要ですから、いずれ、どこかの段階で、ここでは「自由化が進展し」と書いてありますけれども、過去分も含めて外部拠出することを議論しておかなきゃいけないし、目指さなきゃいけないと思います。直ちに、となれば

非常に影響が大きいので、そこまで現時点で必要はないと思いますが、念頭に置いておくべきと思います。

最後に、松村先生がおっしゃった抛出の話をしておきます。

全然違和感はなく、おっしゃったとおりと思いますが、ただ、今後原子力に関しての官民のリスク分担、役割分担を詰めていかなきゃいけないものがたくさん残っています。原賠法、機構法をどう改正していくのか、それからバックエンドのリスクをそもそもどうするのか、という非常に大きな、それも兆円単位の話が残っていることを踏まえると、それらを全部あわせて、どの程度の抛出を求めるべきなのかを議論していかなきゃいけないと思います。当然、こういう会計制度で広く薄く負担を求めるのであれば、公益電源として一部抛出するのが筋だ、ということを訴えるのはいいと思いますが、具体的にどうあるべきかは、大きな話を全部トータルして判断していくべきではないかと思っております。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

大体お一方にご意見伺いましたけれども、松村さんの10ページのところのところ少しキーになっていますけれども、どうしますか。後で相談しますか。

○曳野政策課企画官

むしろ、この場で他の委員がどのようなご意見を、今圓尾委員からご意見をいただきましたけれども、それを踏まえて、他の部分も含めて、調整案として再度案をお示しするのが事務局としては一番ありがたいは存じます。

○辻山委員

ちょっと確認させて下さい。

○山内座長

どうぞ、辻山委員。

○辻山委員

今の10ページのところですけれども、最後の文章の「原子力の電気の市場への抛出」って何のことを言っているのか理解できなかったんですけれども。

○曳野政策課企画官

これは具体的にどのような形でやるかということは……

○辻山委員

何を抛出。

○曳野政策課企画官

原子力の発電した電気について、今は一般電気事業者が自らの小売事業のために使っているというのが現状かというふうに認識しておりますけれども、これは市場というのが取引所なのかどうか分かりませんが、原子力発電所を保有していない、または直接的には現在卸売の契約を結んでいない小売事業者が電気の卸売を受けられるようにするというのが典型的な意見・主張かと認識をしております。場合によっては、取引所に対して一定の売り入札を出すべきではないかというような議論も過去になされたかと認識をしております。

○辻山委員

今質問した趣旨は、先ほどの圓尾委員のご発言の中で、10ページの拋出の話と、後ろの方の回収したコストを外部拋出するというお話がありましたので、そのところは分けておかないと全く違う話なので、それで確認させていただきました。

○曳野政策課企画官

今圓尾委員からご指摘のあった外部拋出の議論というのは、拋出というよりは事業者が自ら行うことになりますので、資金の外部積み立てというようなご趣旨ではないかというふうに認識をしております。

○山内座長

どうぞ、辰巳さん。

○辰巳委員

10ページの一番下の松村先生のおっしゃったお話なんですけれども、「行すべき」で切るべきだとおっしゃったところら辺のお話、とてもよく分かるんです。こういう報告書の中……いや、そうなのかどうか分からないけれども、私としては非常に逆説的な書き方になっているのかなというふうにちょっと思ってしまったもので、こうするんならばこうあるべきというのがこういう報告書の中に普通書かれる文章なんですかねというのが聞きたかったんです。

確におっしゃるとおり、私も「べき」で切るべきだというふうには思います。松村先生、それはそういう意味ですよ。多分。すみません、ちょっとよく分からなかったんですけれども。だから……

○山内座長

意見があったということは事実で、その意見があったということ自体に対して、さっきの論理だと、それに対する対論というのが特にない以上、意見があったということよりも、そういう意見自体をここに書いたらいいんじゃないかという、そういう趣旨ですよ。

○辰巳委員

そうですね。

○松村委員

霞ヶ関用語では「意見があった」というのは、そういう変なことを言う人もいたという程度のことということが極めて多い。それは不本意、ということです。

○山内座長

いや、別に霞ヶ関文学でも、意見があったって、それが採用されないと、そういうことではないとは思いますが、ニュアンスの問題だと思うけれども、永田さんはどうですか。

○永田委員

今松村先生のご意見に対して、結論から言いますと、私はこの場で公益電源たるような性格を持つような状況になった場合は抛出をすべきだという考え方はよく理解できます。

一方で、この委員会で議論すべきかどうか、ここは私がよく分からないところというのが1つと、それからあくまでも今回は会計制度を検討する。そのときに広く薄く回収するようなスキームの方が今回の資産能力を認識するためにはより非常に有効であると思われます。私の専門的判断だと、このレベルしか行き着かなかったというのが正直なところで、松村先生のご意見は十分理解できます。

○松村委員

今のは反対するというのではなくて、自分の専門の範囲からすると、ここに関して言及する資格ないとおっしゃっただけ。反対意見ではなく中立な意見ですよね。

それから、確かにここの委員会の役割でないというのは、具体的にこうすべきだということを、もし相当に具体的に書き入れるとすれば、それはこの委員会のミッションを超えと思う。しかしこれは抽象的に「等」と書いてあるだけ。このレベルで、この委員会で議論してはいけないとは到底思えません。

○山内座長

私の確認なんですけれども、今ここで電源自体をマーケットで出すこと自体という、その行為の基本は、要するに広く薄く求めるんだから便益も広く薄くという、そういうご趣旨と考えてよろしいですか。

○松村委員

公益電源として位置づけることなく食い逃げされたら困るということであるので、もし、どうしても「抛出」という言葉に抵抗があるなら「公益電源」という用語に変えてもいいのかもしれませんが。ただ、その場合に公益電源というのは定義がはっきりしていないじゃないかという、より難しい議論を蒸し返すことになるかもしれません。しかし、それがまさに具体的にこうすべき

だということを書き込むのではなく、幅はあってもその程度の位置づけはすべきであるという、その程度のことしか言っていないわけで、そこは「意見がある」じゃなくて私は「そうすべき」だと思います。

○山内座長

分かりました。いろいろなケースと、それから私自身の理解も含めて事務局と少し相談させていただいて、それで修文等については考えさせていただこうかと思います。

他にご意見ございますか。

どうぞ。

○曳野政策課企画官

先ほど辰巳委員からご質問いただいた点で1点お答えをしていなかったので、お答えをさせていただければと思います。4ページのところです。

「想定していた減価償却費を超えて」というところですが、これはイメージ図を4ページ目の下のところに入れています。厳密に正確ではありませんけれども、大体こういうイメージということでお示ししておりますけれども、毎年減価償却というのがずっと発生していた場合に、ブロック1個分の減価償却がこれまで発生していましたと。一括で計画外の廃炉を行った場合に、ブロック6個分の、これは試算でいうと210億ですが、一括で費用が発生しますと210億円です。この210億というのは3年間で回収することになりますので、今まで、このケースですと35億円ぐらいの減価償却だったのが、210億円一気に発生するので、年間70億の減価償却が発生しますと。そうすると35億円分が増えてしまうので、この部分を回収しようとする、料金の値上げが必要になってしまいます。別に、これだけで料金の値上げが決まるわけではないんですけれども、値上げ要因になってしまうという趣旨で書いております。ちょっと表現ぶりがややこしい表現を使っているもので分かりにくいというご指摘については真摯に受けとめますけれども、言いたいことはそういうことであります。

○辰巳委員

想定していた減価償却費というのが今の計算で210としたときには、横に積もうが縦に積もうが想定していた減価償却費は210億で、ここの文章を読めば、それ以上に、だからたくさんの費用が出てくる場合というふうに読めてしまうということを言った。

○曳野政策課企画官

想定していた減価償却費というのは、電気料金はあらかじめ向こう3年間に見込まれる減価償却費をフォワード・ルッキングで、要するに毎年どれぐらい減価償却しますかということで決めますので、それはこれまで年間35億でずっとやってきていましたと。ところが、残り210億残ってい

るときに、一括でその費用が発生してしまうので、今まで35億でずっと予算を組んでやってきたというところから210億にふえてしまいましたと。その210億はぼこっとふえてしまうんですがということであります。

○辰巳委員

よく分かったんですけども、分かっているというふうに言ったほうがいいかもしれないんですけども、これを読んでしまったときに、単純に、予定外に、計算していた金額以上にたくさんというふうに思っ、て、だから210億ではなくて、それが500億ぐらいかかるようにというふうなことが出たときにはというふうに読めるというふうに申し上げただけなんです。

○曳野政策課企画官

表現ぶりを明確化したいと思います。

○山内座長

ありがとうございます。

その他にございますか。

さて、それでは貴重なご意見を伺いましてありがとうございます。

今ご意見、幾つかご指摘いただきましたので、先ほども申し上げましたけれども、この辺については私と事務局の方で相談させていただきまして対応させていただくということになろうかと思ひます。よろしゅうございましょうか。

それで、今後ですけれども、必要な修正を行った上で定められた手続に従いましてパブリックコメントに付すということになります。そして、最終的な報告書として取りまとめたというふうに思ひます。

それでは、今後のスケジュールについて事務局よりご説明を願ひたいと思ひます。

○曳野政策課企画官

今、座長からも御発言ありましたけれども、取りまとめ案につきましては、委員の皆様の本日いただいたご指摘について個別に調整をさせていただきまして、座長と相談の上で必要な修正を行いたいと思ひます。その上で、本件については今後関係の省令等の改正も伴うことになると想定されますので、パブリックコメントにかけることとしたいと考えております。

パブリックコメントの期間は1カ月程度を想定しておりまして、終了後、寄せられたご意見に対する回答につきまして合わせて公表するということとともに、最終的な報告書として公表をさせていただきたいというふうに考えております。

委員の皆様には、適時状況をお知らせ、ご相談させていただきながら進めたいと考えております。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

何かご質問ありますか。よろしいですか。

それでは、これをもちまして第5回廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループを閉会といたします。どうもありがとうございました。

——了——